

情報モラル教育のあり方

富山県教育委員会県立学校課
指導主事 野 崎 悟

富山県高等学校教育研究会情報部会の研究紀要第11号の発行にあたり、改めて会員の皆様方のこれまでの実践研究の取り組みに対し、深く敬意を表します。

今年度も多くの学校を訪問させていただき、授業を拝見しました。新学習指導要領が全面実施されて2年目となり、ほとんどの学校で「社会と情報」もしくは「情報の科学」の授業が行われることとなりました。先生方はこれまでの経験を踏まえて、生徒の興味・関心を引くように教材を考え、授業展開をしておられました。共通教科情報科の授業を通して、生徒が情報活用能力を身につけられるようにご指導をお願いいたします。

さて、昨年度より学校訪問での領域別協議会で「情報モラル教育」に関する話題がテーマとなるケースが増えてきました。特に今年度は、より一層増えました。このことは、学校における「情報モラル教育」が喫緊の課題であり、学校全体で取り組むべき内容となっていることの表れだと思います。新聞記事によりますと、総務省が6～7月に16都道府県の高校・高専の1年生約3700人を対象に実施した調査において、高校1年生の9割近くがスマートフォンを所持し、このうち半数が休日に3時間以上も使っていることが分かり、平日でも3割強が3時間以上使っており、高校生がスマートフォンに長時間依存している実態が浮き彫りになったと報道がありました。高等学校学習指導要領解説総則編（平成21年11月）では、「各教科・科目等の指導に当たっては、生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。」と記載されています。つまり、「情報モラル教育」を含めた情報活用能力の育成は、情報の授業だけではなく、各教科・科目や総合的な学習の時間、特別活動においても積極的に実施していくことが必要とされています。したがって、授業はもちろんのこと、ホームルームや学年集会及び全校集会などで、生徒に「情報モラル教育」の指導をしていただきたいと思います。一方で、共通教科情報科においては、各科目の内容に情報モラルを項目立てして、情報モラルを身に付けさせる学習活動を重視する内容に改善が図られました。そのため、「情報モラル教育」の中心にあるのは、共通教科情報科であり、先生方におかれては、情報の授業を通して、積極的に「情報モラル教育」の指導に取り組んでいただくことをお願いいたします。

また、急速に進展している情報化社会において、著作権や肖像権及び個人情報の取り扱いなど、生徒が理解すべきことは多岐にわたります。教科書の情報モラル分野だけの指導ではなく、新聞やニュースにあったことを教材として取り上げ、何度も繰り返して生徒に話をしてあげてください。スマートフォンやタブレット端末などの情報通信機器は日々進化している状況です。生徒が情報通信機器に振り回されることなく、便利なツールとして、適切な取扱いができ、自制できるように必要な知識と技術を身につけることが求められます。ぜひ、共通教科情報科の授業を中心として、学校の全教職員の力を結集して、「情報モラル教育」に取り組んでいただき、生徒が加害者や被害者とならないように、導いていただきたいと思います。

終わりに、会員の皆様には、今後ともより一層研さんを深められ、情報科に関する実践研究を重ねられますようお願いいたします。そして、高教研情報部会が会員の先生方のさまざまな取り組みへの支援と、実践研究の発表や協議をとおして、本県の情報教育のさらなる発展に大きな役割を果たされることをご期待申し上げます。